

鈴鹿市告示第 1 8 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、市道の区域を次のとおり変更し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 2 0 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

路線名：栄天名線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
秋永町字一ツ谷 961 番 1 地先から	旧	74.0	7.3～8.0
秋永町字一ツ谷 1550 番 3 地先まで	新	74.0	8.4～8.8